

平成 2 3 年度

税制改正要望結果概要

(国土交通省海事局関係)

平成 2 2 年 1 2 月  
国土交通省海事局

# 海事局関係税制改正要望結果

## 外航海運

- 国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度の創設（外航特別償却）〔所得税、法人税〕
  - 【現行】特別償却率：18%（一部16%）、設備要件あり
  - 【要望】特別償却率：日本籍船30%・外国籍船16%、設備要件の撤廃
  - 【結果】特別償却率：日本籍船18%・外国籍船16%、設備要件の見直し
  
- 特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の拡充及び延長（外航買換特例）〔所得税、法人税〕
  - 【現行】圧縮記帳率：80%、設備要件あり（中古船）
  - 【要望】圧縮記帳率：日本籍船90%・外国籍船70%、設備要件の撤廃
  - 【結果】圧縮記帳率の現行維持、設備要件の付加（新造船）及び見直し（中古船）、買換えた船舶の船齢要件の付加（中古船）

## 内航海運

- 内航環境低負荷船の特別償却制度の拡充及び延長（内航特別償却）〔所得税、法人税〕
  - 【現行】特別償却率：高度環境低負荷船18%・環境低負荷船16%、設備要件あり
  - 【要望】特別償却率：高度環境低負荷船30%・環境低負荷船16%
  - 【結果】特別償却率の現行維持、設備要件の見直し
  
- 特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の拡充及び延長（内航買換特例）〔所得税、法人税〕
  - 【現行】圧縮記帳率：80%、設備要件あり（中古船）
  - 【要望】現行どおり

**【結果】** 圧縮記帳率の現行維持、設備要件の付加（新造船）及び見直し（中古船）、買換えた船舶の船齢要件の付加（中古船）

○離島航路事業用船舶に係る固定資産税の特例措置の拡充及び延長〔固定資産税〕

**【現行】** 新造後 1～5 年 1/6、6～10 年 1/3、設備要件あり

**【要望】** 既存船を含め非課税化

**【結果】** 設備要件を撤廃し、既存船を含め一律 1/6 とした上で恒久化

○地球温暖化対策のための課税の特例に伴う免税・還付制度の創設〔石油石炭税〕

**【現行】** （新設）

**【要望】** 内航運送用船舶及び遊覧船を除く一般旅客定期航路事業用船舶に利用される重油・軽油について、特例により石油石炭税に上乗せされる部分の免税・還付

**【結果】** 要望通り（平成 25 年 3 月 31 日まで）

## **24 年度以降の検討課題**

○トン数標準税制の拡充〔法人税、法人住民税、法人事業税〕

**【現行】** 日本籍船のみに適用

**【要望】** 日本籍船に加え、日本籍船の 3 倍の範囲内の準日本籍船を対象を拡大

○国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための課税の特例措置の拡充（外航船舶）〔固定資産税〕

**【現行】** 国際船舶：課税標準の 1/15、外国貿易船：課税標準の 1/10、外航船舶：課税標準の 1/6

**【要望】** 外航日本籍船に係る固定資産税の非課税化

※船舶の特別修繕準備金制度については、他の特別準備金制度（溶鉱炉等 3 項目）が租特縮減の方針を受け廃止となる中で、唯一存続が認められた。